

令和7年度田井原子力防災センター土地賃借料の支出遅延について

田井原子力防災センターの土地賃借料において、担当職員の支出事務手続きの失念により、期限内に支出されない事案が発生しましたので、下記のとおり報告します。

1. 概要

田井原子力防災センターの令和7年度土地賃借料について、令和8年3月末までに支出すべきところ、担当職員Aが手続きを失念し、未払いのまま期限を過ぎる事案が発生しました。

これにより、未払いの賃借料に加え、遅延損害金を加算して支出することになります。

2. 対象件数及び金額

・対象件数: 1件(債権者1名)

・対象額 : 161,196円(内訳: 未払いの土地賃借料 160,000円、遅延損害金 1,196円)

※遅延損害金は令和8年6月30日に支出を完了した場合の試算額です。

3. 判明の経過

令和8年6月8日、担当係長Bが令和7年度の経理作業の中で、令和7年度予算の未執行額を確認したところ、未払いが判明したものの。

4. 原因

担当職員Aが支出手続きの実施を失念していたとともに、課内におけるチェック体制が欠如していたもの。

5. 対応状況

地権者には、6月10日に訪問して謝罪と経過説明を行うとともに、6月19日に再度訪問し、遅延損害金を含めた支出に関する対応方針について説明し、了承いただいております。

現在、6月30日の支出に向け、支出手続きを進めております。

6. 再発防止について

未執行案件に関するダブルチェック体制を強化し、ヒューマンエラーの起きない体制を構築します。

また、継続的な支払案件の執行状況を個人に依存せず、課内で管理するチェックシートを作成するとともに、事務引継書への記載を徹底します。



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。

舞鶴市総務部危機管理室危機管理・防災課(担当: 泉)

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

TEL: 0773-66-1089、FAX: 0773-64-7688

E-mail: kikikanri@city.maizuru.lg.jp